

R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事

図面目録		
A - 1	(共通) 解体工事特記仕様書(1)	E - 01 (温室) 電気工事仕様書
A - 2	(共通) 解体工事特記仕様書(2)	E - 02 (全体) 全体配置図
A - 3	(共通) 解体工事特記仕様書(3)	E - 03 (温室・温室) 電気設備撤去図
A - 4	(共通) 解体前配置図	E - 04 (倉庫2) 電気設備撤去図
A - 5	(共通) 解体後配置図	E - 05 (温室) 屋外電気設備撤去図
A - 6	(共通) 配置図・付近見取図	E - 06 (温室) 支障物件確認図
A - 7	(温室) 仕上表・平面図	
A - 8	(温室) 立面図	P - 01 (4工区) 管工事仕様書
A - 9	(温室) 鍵具表	P - 02 (4工区) 屋外給水設備改修図
A - 10	(温室) 前面詳細図	P - 03 (温室) 管工事撤去図
A - 11	(温室) 各部詳細図(1)	P - 04 (温室) 管工事撤去図
A - 12	(温室) 各部詳細図(2)	
A - 13	(温室) 各部詳細図(3)	
A - 14	(温室) 基礎伏図、基礎詳細図	
A - 15	(温室) 輪胎図、内張小屋伏図	
A - 16	(温室) 鉄骨詳細図	
A - 17	(温室) 仕上表・平面図	
A - 18	(温室) 立面図	
A - 19	(温室) 鍵具表	
A - 20	(温室) 前面詳細図	
A - 21	(温室) 各部詳細図(1)	
A - 22	(温室) 各部詳細図(2)	
A - 23	(温室) 各部詳細図(3)	
A - 24	(温室) 基礎伏図、基礎詳細図	
A - 25	(温室) 輪胎図、内張小屋伏図	
A - 26	(温室) 鉄骨詳細図	
A - 27	(倉庫2・水槽) 詳細図	
A - 28	(新設ポンプ室) 詳細図	

1. 工事概要	
1. 工事名称	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事
2. 工事場所	阿南市新野町室ノ久保
3. 工事概要	<p>A. 建物取り壊し</p> <p>・ 温室：鉄骨造 平屋建 建築面積 337.18㎡ 延床面積 337.18㎡</p> <p>・ 温室：鉄骨造 平屋建 建築面積 337.25㎡ 延床面積 337.25㎡</p> <p>・ 倉庫：鉄骨造 平屋建 建築面積 3.00㎡ 延床面積 3.00㎡</p> <p>B. 建物水洗い清掃</p> <p>・ 水槽：鉄筋コンクリート造 平屋建 建築面積 5.47㎡ 延床面積 5.47㎡</p> <p>C. 建物新設</p> <p>・ 茅葺き室：鉄骨製既製品（1基）</p>
4. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

11. 解体工事仕様書 印の付いたものを適用する。

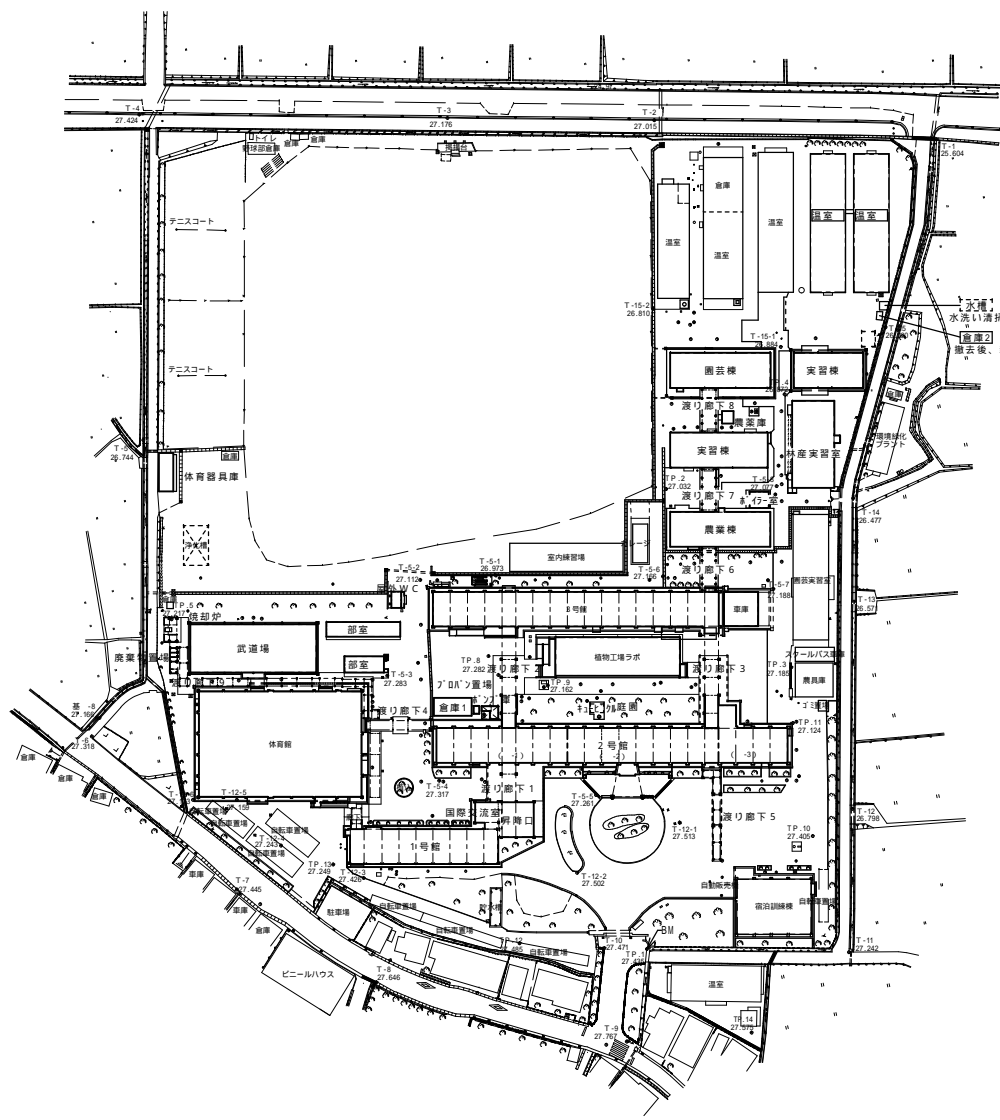
章	項目	特記事項
1 章 解体 一般 共通 事項	① 適用基準等	<p>①設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 国土交通省大臣官房官備部監修建築物解体工事共通仕様書(平成24年度)(以下「解体共通仕様書」という。)</p>
	② 施工条件	<p>①施工条件は次による。</p> <p>本工事の工期内には、以下の別途工事の工期を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林業実習室防虫改修他工事 ・ R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事 ・ R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 農業棟等解体他工事 <p>②本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが難しく困難な場合は、監督員と協議する。</p> <p>ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>③本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省総務第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明書、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>④本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>⑤交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員と、図示する場所に0日間配置すること。</p> <p>・ 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に1級又は2級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。)(義務付けられていない)。</p> <p>・ 警備員は、延30人(昼30人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでい。</p> <p>・ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の資格があるときは、これを提示すること。</p> <p>・ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に於いて2次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務動の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>⑥受注者は、本工事の一部を下請けにする場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請負契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>
	② 工事関係図書	<p>①施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>②上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>③施工図、図寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員へ提出すること。</p>

章	項目	特記事項
2 章 解体 一般 共通 事項	④ 安全衛生管理	<p>①工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>②工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>③工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>④工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要領(平成5年1月12日 建設省建設発第1号)、建設副産物適正処理推進要領(平成5年1月12日 建設省建設発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>⑤受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い仮仮設工事設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>⑥地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>⑦受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>⑧受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を含め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑨受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を含め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>⑩受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員より確認しなければならない。</p> <p>⑪受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警告)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面(平成28年度未定までを目途)は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機構付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>⑫休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>⑬受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送に伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑭受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>
	④ 工事現場管理	<p>①工事現場には、警備員指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「10. 工事用資材・県産木材の使用」を準用する。</p> <p>②受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>③電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>④工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ 無)</p> <p>⑤施工</p> <p>①工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は常駐課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>②受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>③施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を見出した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>

章	項目	特記事項							
3 章 解体 一般 共通 事項	⑥ 技能士の適用	<p>①技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事業業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等を指定した内容に記載した名札等により、資格を示すものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>印・・・適用作業</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>①とび作業</td> </tr> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	①とび作業	
	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業						
仮設	とび	①とび作業							
⑦ 周辺家屋等の対応	<p>・ 本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にし、今後の工事を実施すること。</p> <p>①工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。</p>								
⑧ 実施工程表、施工計画書等	<p>①施工に先立ち、実施工程表、工事の総合仮設計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>②上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p>								
⑨ 記録	<p>①電子納品：対象</p> <p>②提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・無印) ・ 工事写真(写真帳1部(電子前)、工事中 (竣工)、電子データ2部) <p>写真帳は監督員から指示があった場合に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・ 保全に関する資料 <p>③竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。</p> <p>竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を②のAに保存する。</p> <p>④工事写真はしゅん工、着工前、施工、施工状況の順に整理する。</p> <p>しゅん工については、工事現場の状態で、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真の的確に確認すること。</p> <p>⑤工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官備部監修「普通施工写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>⑥工事完成撮影は、専門家に(よる よらぬ)ものとする。</p> <p>⑦受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品適用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サイ ズ								
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	(共通)	-	A - 1			
				解体工事特記仕様書(1)					

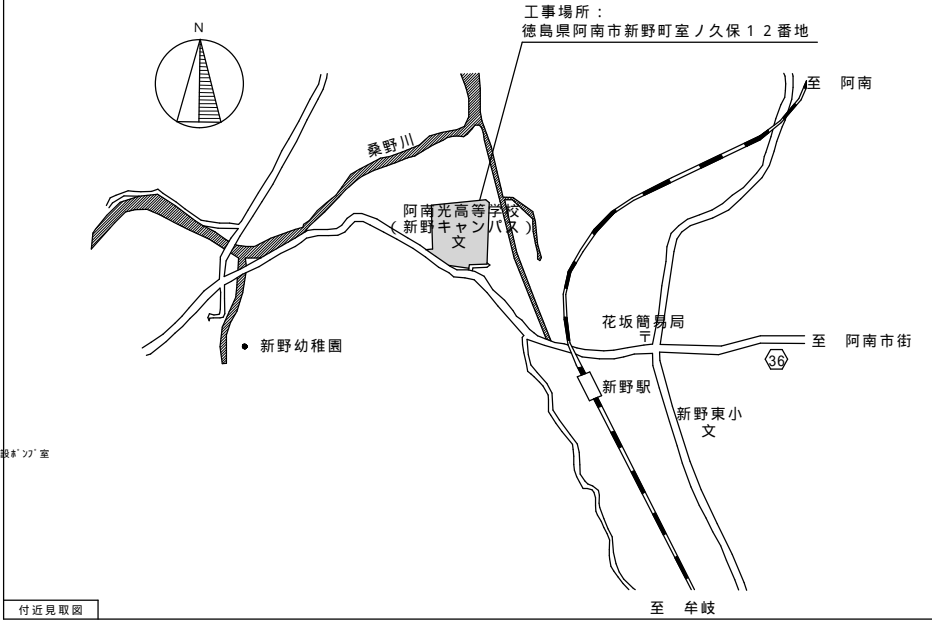
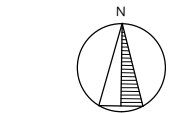
区	項目	特記事項	区	項目	特記事項	区	項目	特記事項									
3章 解体 施工	⑩ 工事用資材	<p>○受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>○受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を書いた書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>○製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採択業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>○県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を実施する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの) 材料の主な部分を県内産産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書等の9.関係する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>○県内産生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の資源循環施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2第5項第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>○受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>⑬ デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p> <p>○受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ○対象工事は、徳島県ALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	<p>3章 解体 施工</p> <p>④ 一般事項</p> <p>○空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。 ○解体の解体は順序よく行い、特に安全を期すると、工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ○解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ○解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせうこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと)</p> <p>⑦ 工事の範囲</p> <p>⑧ 事前措置</p> <p>○解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ○解体前に照明器具及びトランス内蔵相コンデンサのPCBの有無を確認し、有れば監督員の指示に従うこと。 ・樹木等の伐採抜根及び移設 方法() ○製材切断時に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>⑨ 構内舗装等</p> <p>⑩ 地下埋設物埋設設備等</p> <p>⑪ 整地・埋戻し・盛土</p> <p>○埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・養生クラッシュラン 現場発生土・他工事の現場発生土)とする。 ・混入する石の最大径は mm程度とする。 ○埋め戻し高さは、図示とする。 ○整地範囲は図示による。</p> <p>⑫ 工事中の排水</p> <p>⑬ 墜落防止対策</p> <p>○2階以上の壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手すり等を設けること。 ○手すり等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手すり等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で行うよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。</p>													
	2章 解体 仮設 工事	① ベンチマ・ク	○設計図の設計は、別(図示)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。	② 足場等	<p>○仮設構材及び経年仮設構材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 労働安全衛生法に基づく構造規格 (社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設構材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外のものに当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ○労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く。)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督官に届け出をこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ○労働安全衛生法第88条に基づき、届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に結構確認の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>○受注者は、高さ≥2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>○外部足場(種類：手すり先行型組本足場(組置型)、仕様：2枚布、D=90cm、シ・ト仕様：防音ｼｰﾄ) ・壁つなぎ間隔(水平方向:3m以下、鉛直方向:3m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法」に関するガイドライン(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>○内部足場(種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)</p> <p>○仮囲いを設置する場合は、設置後に「労働安全衛生法現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>○仮囲い(仕様：成形鋼板、H=3.0m、L=図示(図示))</p> <p>○ゲ・ト(無、仕様：H=7.4m、H=4.5m)</p> <p>○足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>○受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、突出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を提示すること。</p>												
④ 設計変更箇所確認	<p>○工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>○工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	<p>④ 仮設物</p> <p>○監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) (設けない)) ○監督員事務所への備品等は監督員の指示を設けて設置すること。</p> <p>⑤ 工事用水、電力等</p> <p>○既存電力利用(出来る (出来ない)、電力料金 (有償)・無償) ○既存水利用(出来る (出来ない)、水料金 (有償)・無償)</p> <p>⑥ 工事車両駐車場 現場事務所用地等</p> <p>○同用地は、(図示の場所に (用意していないので受注者に) 設けること。</p>															
⑭ 工事検査及び技術検査	<p>○設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>○試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>○次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>当初請負対価額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>○中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>○中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対価額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	1回	1回	3千万円以上5千万円未満	2回	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>① 一般事項</p> <p>○空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。 ○解体の解体は順序よく行い、特に安全を期すると、工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ○解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ○解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせうこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと)</p> <p>○構造物の中部の取り壊しはベース下掘削でコンクリート及び基石底面まで行い撤去すること。 ○本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 項とする。 ○解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ○解体前に照明器具及びトランス内蔵相コンデンサのPCBの有無を確認し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>・樹木等の伐採抜根及び移設 方法() ○製材切断時に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>○埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・養生クラッシュラン 現場発生土・他工事の現場発生土)とする。 ・混入する石の最大径は mm程度とする。 ○埋め戻し高さは、図示とする。 ○整地範囲は図示による。</p> <p>② 階以上の壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手すり等を設けること。 ○手すり等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手すり等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で行うよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。</p>
当初請負対価額	一般入札工事	低入札工事															
3千万円未満	1回	1回															
3千万円以上5千万円未満	2回	2回															
5千万円以上1億円未満	1回	2回															
1億円以上	2回	3回															
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建築 事務所	<p>一級建築士登録 第108457号 浜岡幸幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第81015号 電話(088)625-7878</p>	(共通)	-	A - 2											
				解体工事特記仕様書(2)													

区	項目	特記事項	区	項目	特記事項	区	項目	特記事項																					
4 区	① 一般事項	<p>○発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価材と判断される物については、報告及び引渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に準じ処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。仮置に表示しないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、構仕の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コカト(無筋) <p>処分許可業者の会社名、所在地：(有) 豊南クリーン(有) (中間処分) 阿南市津乃崎町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃崎町西分178-1,179,180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：800円/t</p> ・コカト(有筋) <p>処分許可業者の会社名、所在地：(有) 豊南クリーン(有) (中間処分) 阿南市津乃崎町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃崎町西分178-1,179,180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：1,000円/t</p> ・7/21水 <p>処分許可業者の会社名、所在地：(有) 豊南クリーン(有) (中間処分) 阿南市津乃崎町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃崎町西分178-1,179,180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：800円/t</p> ・金属(処分) <p>処分許可業者の会社名、所在地：(株)旭金属 優良認定業者 徳島市東沖洲1丁目12 処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：33.2km 処理単価(税抜き)：0円/t</p> ・ガラス <p>処分許可業者の会社名、所在地：(株)フクブル 徳島市上八万町田中1148番1 処分地の所在地：徳島市上八万町田中1148番 運搬距離：33.2km 処理単価(税抜き)：3,700円/t</p> ・廃ア <p>処分許可業者の会社名、所在地：(株)丸八木村商 優良認定業者 吉野川市鴨島町鴨島652-1 処分地の所在地：吉野川市鴨島町鴨島652-1 運搬距離：50.2km 処理単価(税抜き)：10,000円/㎡</p> 7x6 社含有建材 <p>処分許可業者の会社名、所在地：(株)明和カウ 三好市山城町寺野野大休場566 処分地の所在地：三好市山城町寺野野大休場566 運搬距離：116.8km 処理単価(税抜き)：20,000円/㎡</p> ・有価材 <p>軽量鉄骨・鉄骨/7x4 7x4/7x2 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	<p>5 区</p> <p>特別管理産業廃棄物等の処理等</p> <p>1. 施工調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物() 処理方法() ・特殊な建設副産物() 処理方法() ・特別管理産業廃棄物の分析調査(有・無) () <p>2. PCB含有シーリング材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリサルファイド系PCB含有シーリング材については、撤去後建物所有者へ移管すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去すること。 ・作業員は保護手袋・保護マスクを着用し、散逸しないよう注意しながらカッターナイフ等により撤去する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有者に移管する。 ・休憩時及び作業終了時には必ず手洗いを行うこと。また、作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収すること。 	建物名称	該当箇所			<p>6 区</p> <p>アスベスト含有建材の除去等</p> <p>1. 適用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庶務部監修の下記による。 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事情) 平成28年版(以下「改修仕」という。) 公共建築改修工事標準仕様書(電気工事情) 平成28年版 公共建築改修工事標準仕様書(機械工事情) 平成28年版 <p>2. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ・石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。 ・事前の施工調査等を改修仕9.1.(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ・アスベスト粉塵濃度測定(行う・行わない)。 濃度測定は「JIS K 3050-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ・施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承認を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公庁への手続きを遅延なく行うこと。 ・アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。 <p>3. 7x6 社含有吹付け材の除去及び7x6 社含有保護塗布の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法または、(財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。 <p>・除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。</p> <p>・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。</p> <p>・養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種別)：仕様 帆布、D= cm、シート種別)) ・特種足場を設置する場合は、原則として、手すり先行型足場を採用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成15年4月)によるものとし、手すり先行工法の方法を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 仮囲い高さ：H= m</p> <p>(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種別)：脚立足場、仕様 帆布、D= cm) 養生種別()</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積						<p>4. 7x6 社含有成形形の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建物の撤去にさきが行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は切断を伴わない方法で行うものとし、原則「手はらし」とする。 建築物外部の成形形を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形形常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるように十分な大きさのフレキシブルコンテナ/バッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 <p>・除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積					
建物名称	該当箇所																												
階数	室名	箇所	建材種別	面積																									
階数	室名	箇所	建材種別	面積																									
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建築 事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡幸幸 〒770-0868 徳島市福島 2 丁目 5 番 9 号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	(共通)	-	A - 3																							
				解体工事特記仕様書(3)																									



(解体前)全体配置図 S=1/1,000

建物名 : 解体建物を示す。
(解体範囲は解体配置図参照)



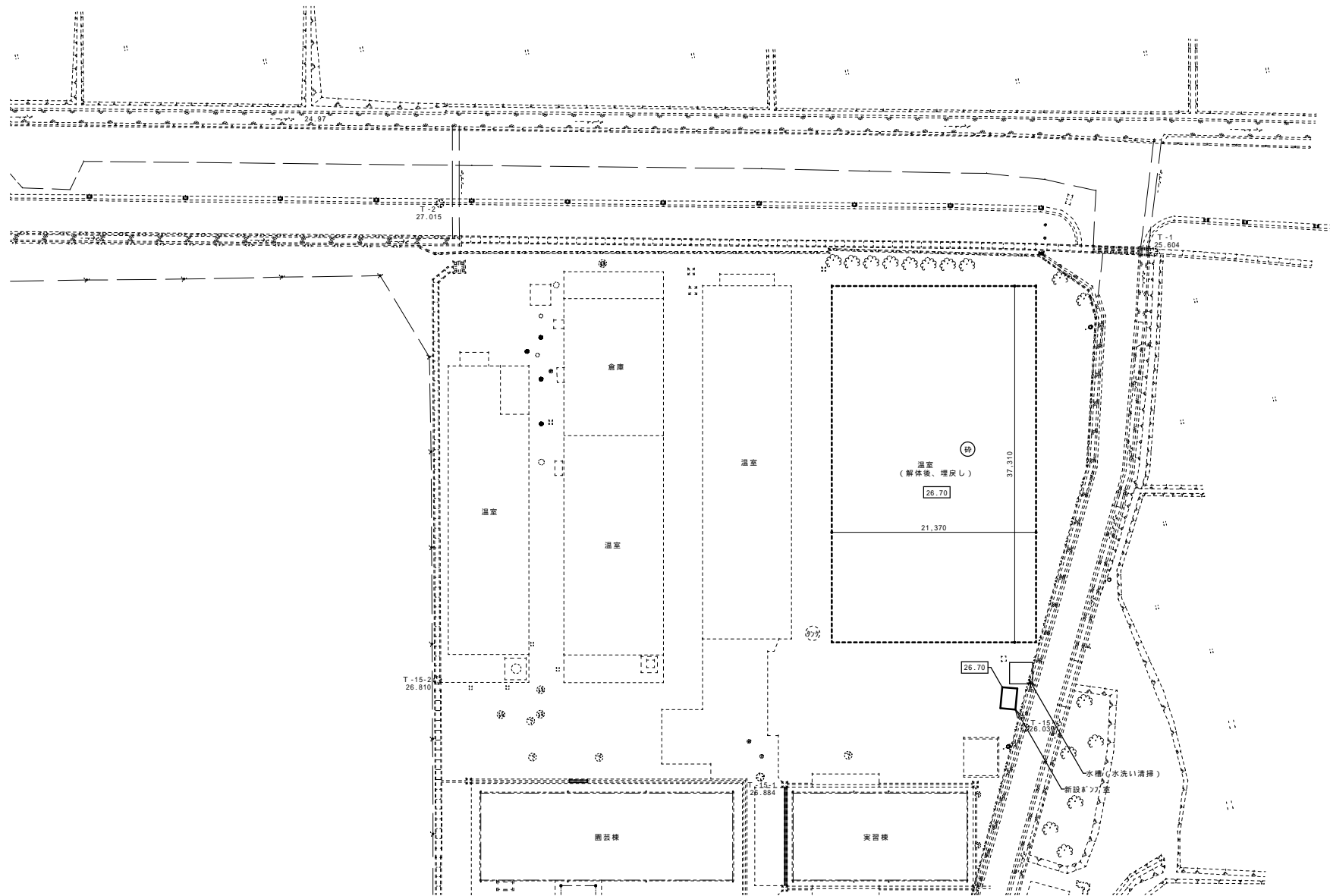
付近見取図

工事場所：
徳島県阿南市新野町室ノ久保12番地

支障物件について

- ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ・受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建築 事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡幸幸	(共通)	1/1,000	A - 4
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
			配置図, 付近見取図			



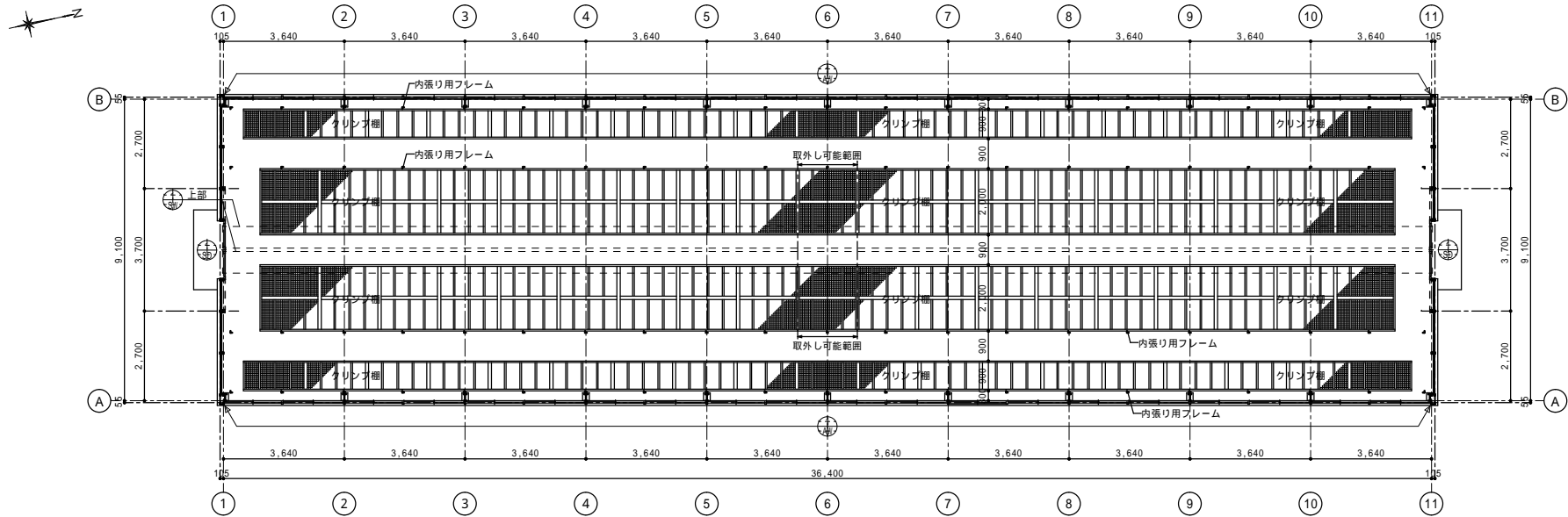
凡例									
記号	仕様								
数字	仕上り値を示す								
砂	砕石敷t=100								

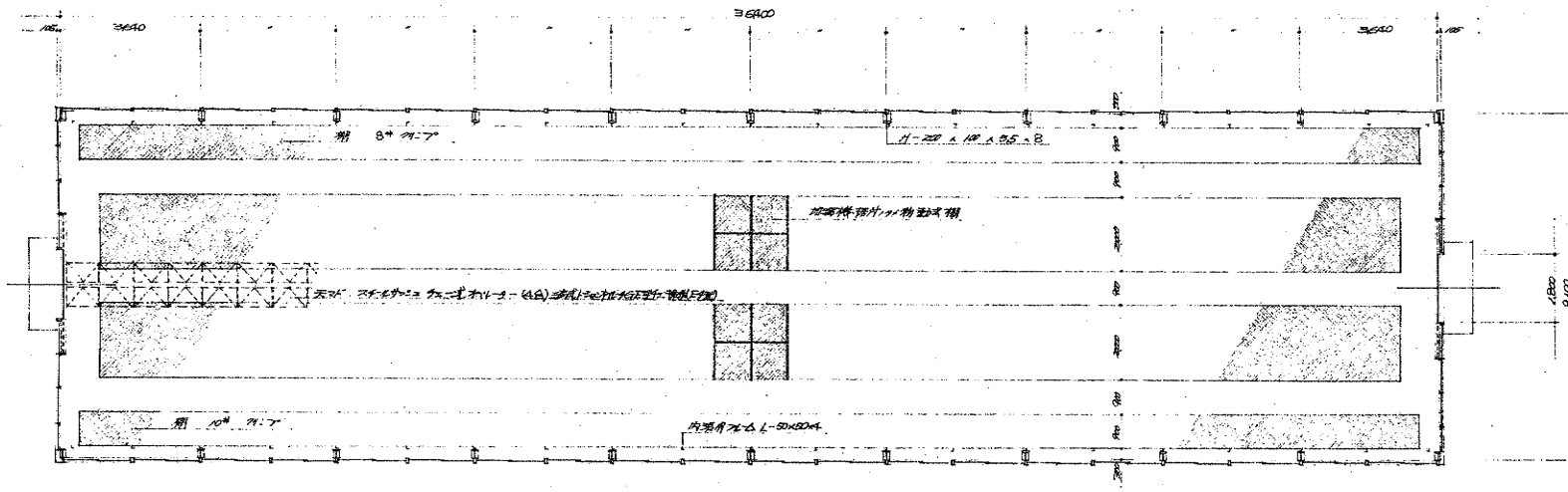
外部仕上表

犬走り	腰	外壁	軒裏	屋根	備考
_____	モルタル刷毛引き	_____	_____	スチール破殺しサッシ 横周り突出しサッシ	

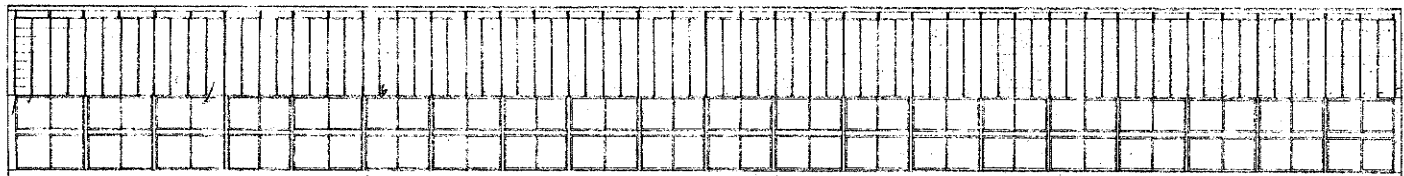
内部仕上表

室名	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
_____	モルタル金ゴテ押入 一部砂利敷き t=100	コンクリート打放し	_____	_____	_____	

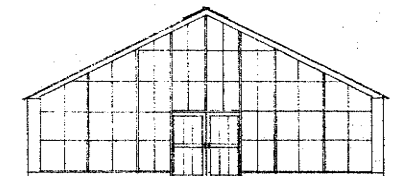




温室平面図 1/100


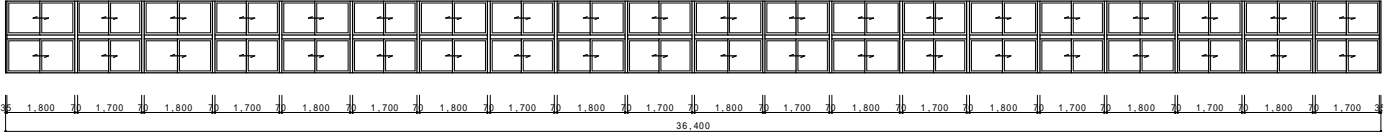


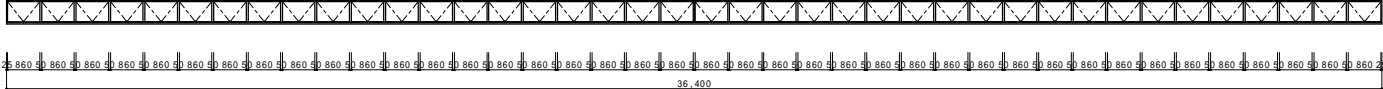
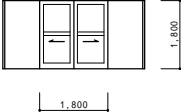






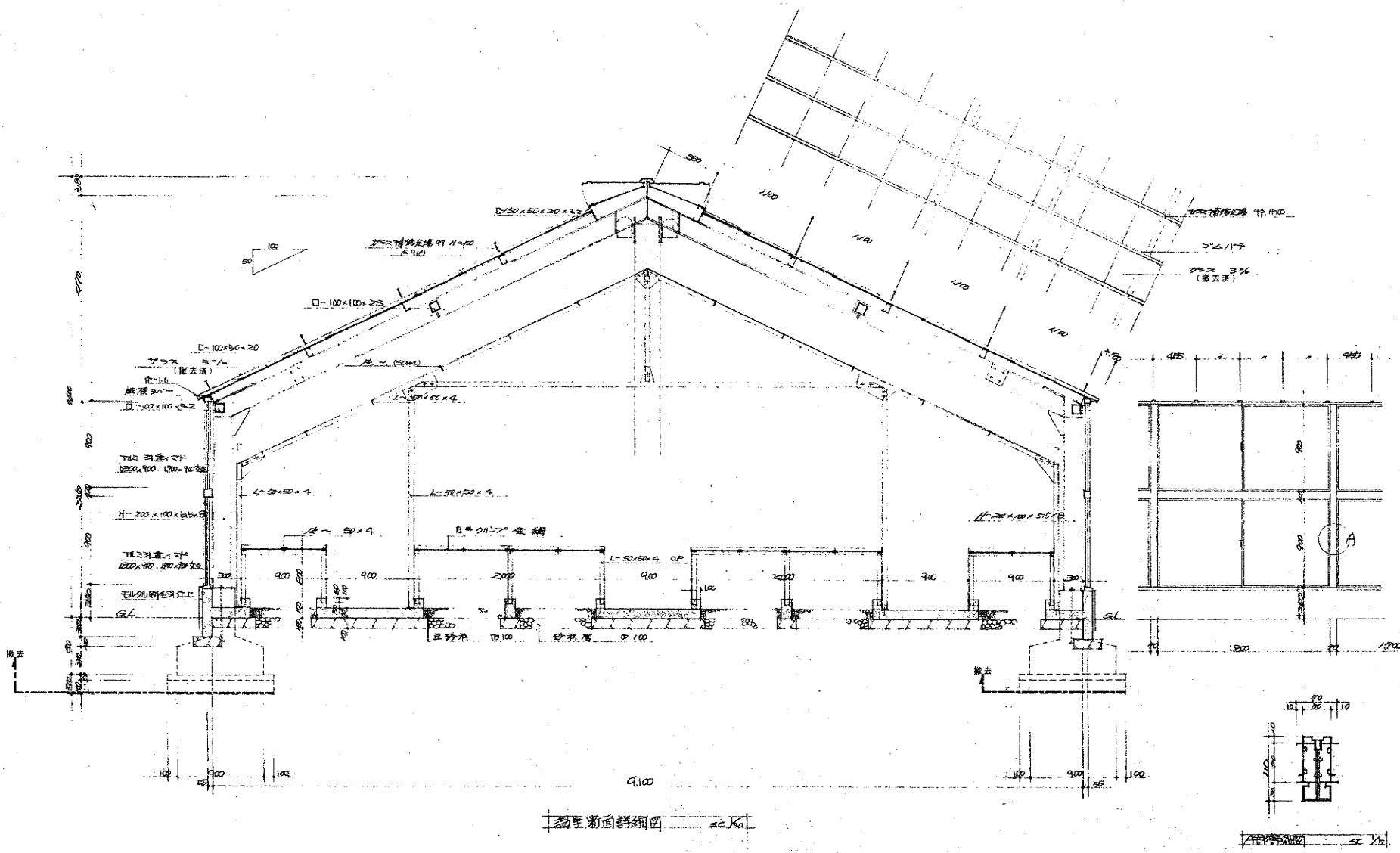
温室側面図 1/100



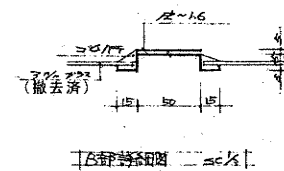
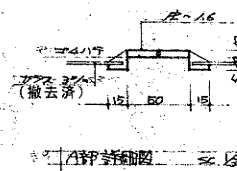
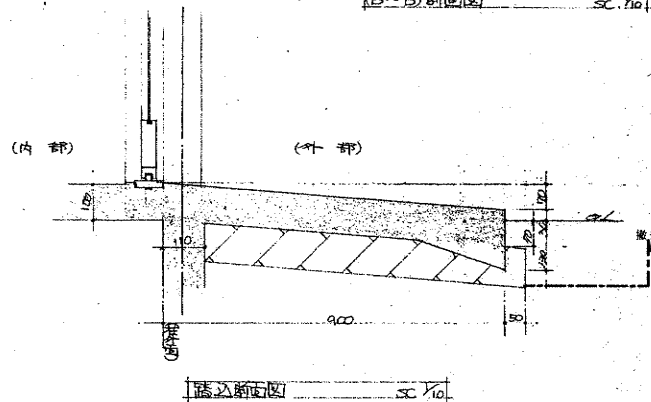
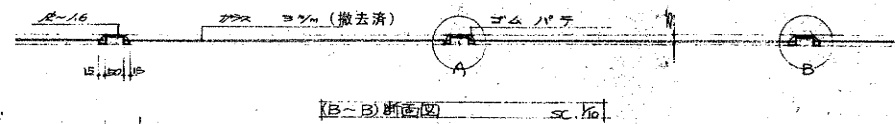
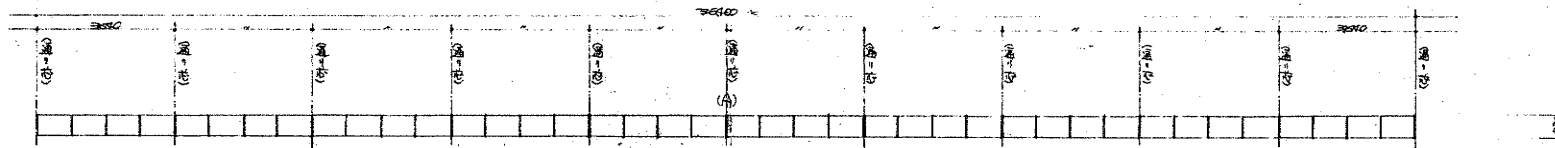
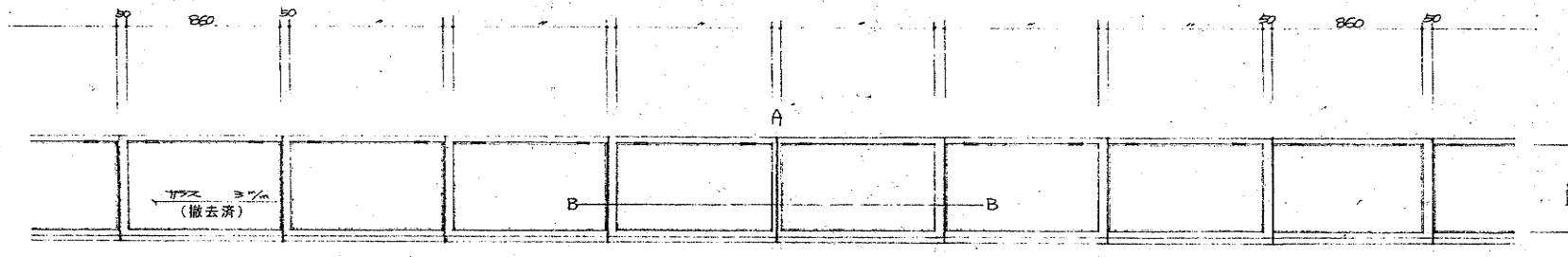
温室正面図 1/100

工事名	R1 岩崎 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘建築事務所				一般建築士登録 第108457号 岩崎孝幸	(温室①)	1/100	A-8
						〒770-0668 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			
						一般建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(083)625-7878			

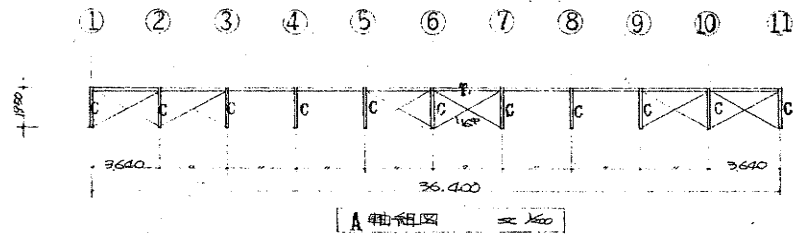
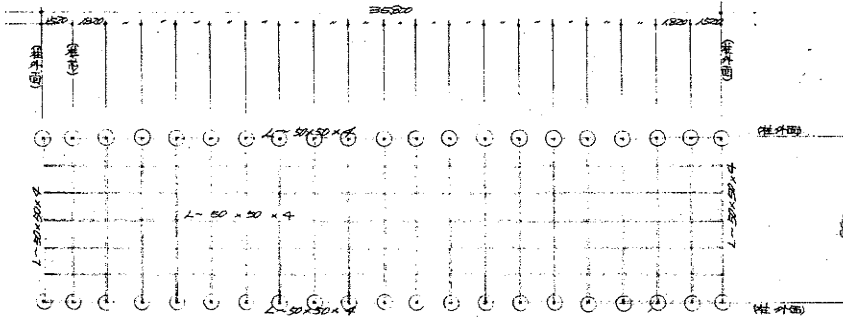
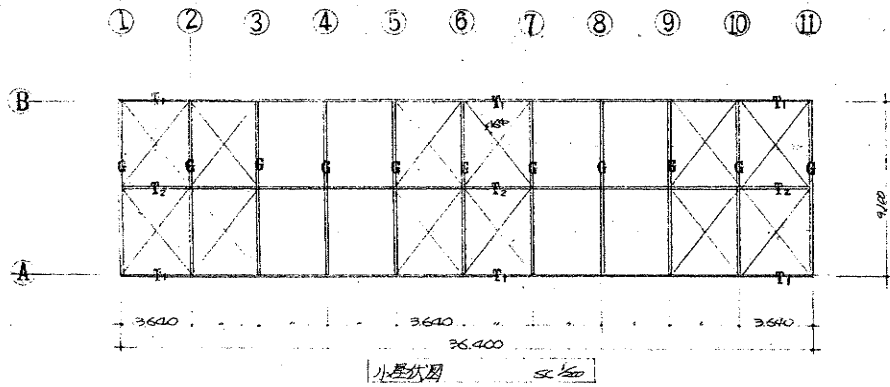
記号・種別	 アルミ製引違い窓(段窓)							
形状・寸法								
取付場所								
仕上								
個数・見込	2							
硝子	透明 t=3 (ガラス撤去済)							
金物								
備考								
記号・種別	 スチール製突き出し窓			 スチール製両引戸				
形状・寸法								
取付場所								
仕上								
個数・見込	2			2				
硝子	透明 t=3 (ガラス撤去済)			透明 t=3 (ガラス撤去済)				
金物								
備考								
記号・種別								
形状・寸法								
取付場所								
仕上								
個数・見込								
硝子								
金物								
備考								
工事項	R1 管繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事			株式会社 橘 建築 事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第81015号 電話(088)625-7878	(温室) 建具表	1/100	A - 9



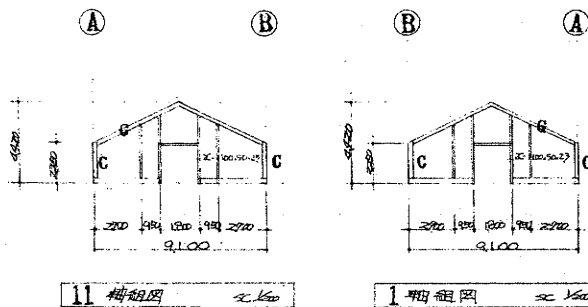
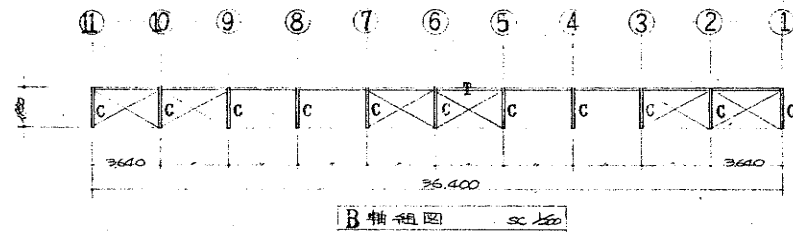
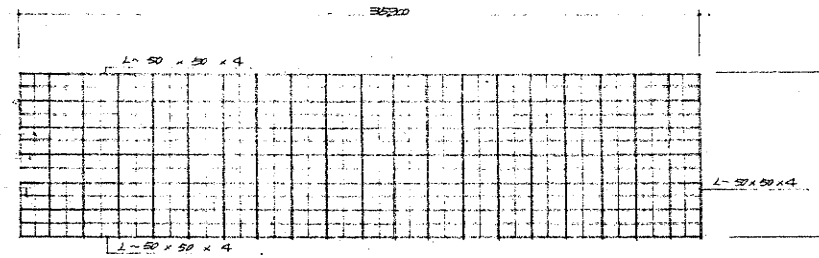
工事名	R1 菅縄 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘建築事務所				一般建築士登録 第108457号 阿南幸幸	(温室①)	1/30	A-10
						〒770-0368 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			
						一般建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(089)625-7878			



工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橋建築事務所	一般建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(温室①)	1/10
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所		1/20
			一般建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	各部詳細図(2)	1/100
					A-12



上管 1.50 x 4
 16φ 鉄筋
 下管 1.50 x 4
 プレート (50 x 4)



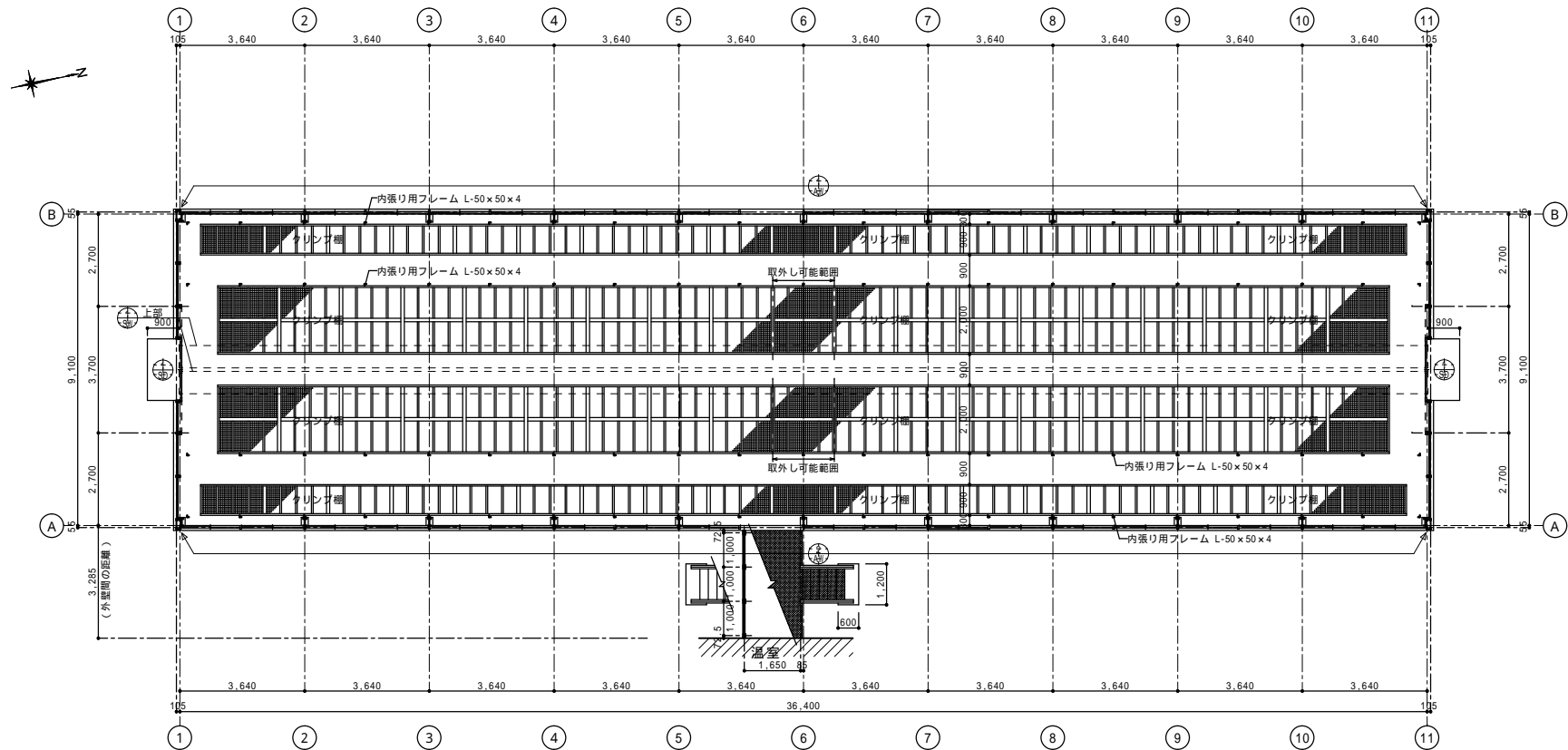
C H-200・100・55・B
 G H-200・100・55・B
 T1 □-100 x 100 x 2.3
 T2 T-75 x 75 x 10.7 x 176.175
 プレート 16φ

外部仕上表

犬走り	腰	外壁	軒裏	屋根	備考
_____	モルタル刷毛引き	_____	_____	スチール嵌殺しサッシ 横周り突出しサッシ	外部階段

内部仕上表

室名	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
_____	コンクリート金ゴテ押入 一部砂利敷き t=100	コンクリート打放し	_____	_____	_____	



工事名

R1 管繕 阿南光高等学校 阿南・新野
温室解体他工事

株式会社 橋 建築 事務所

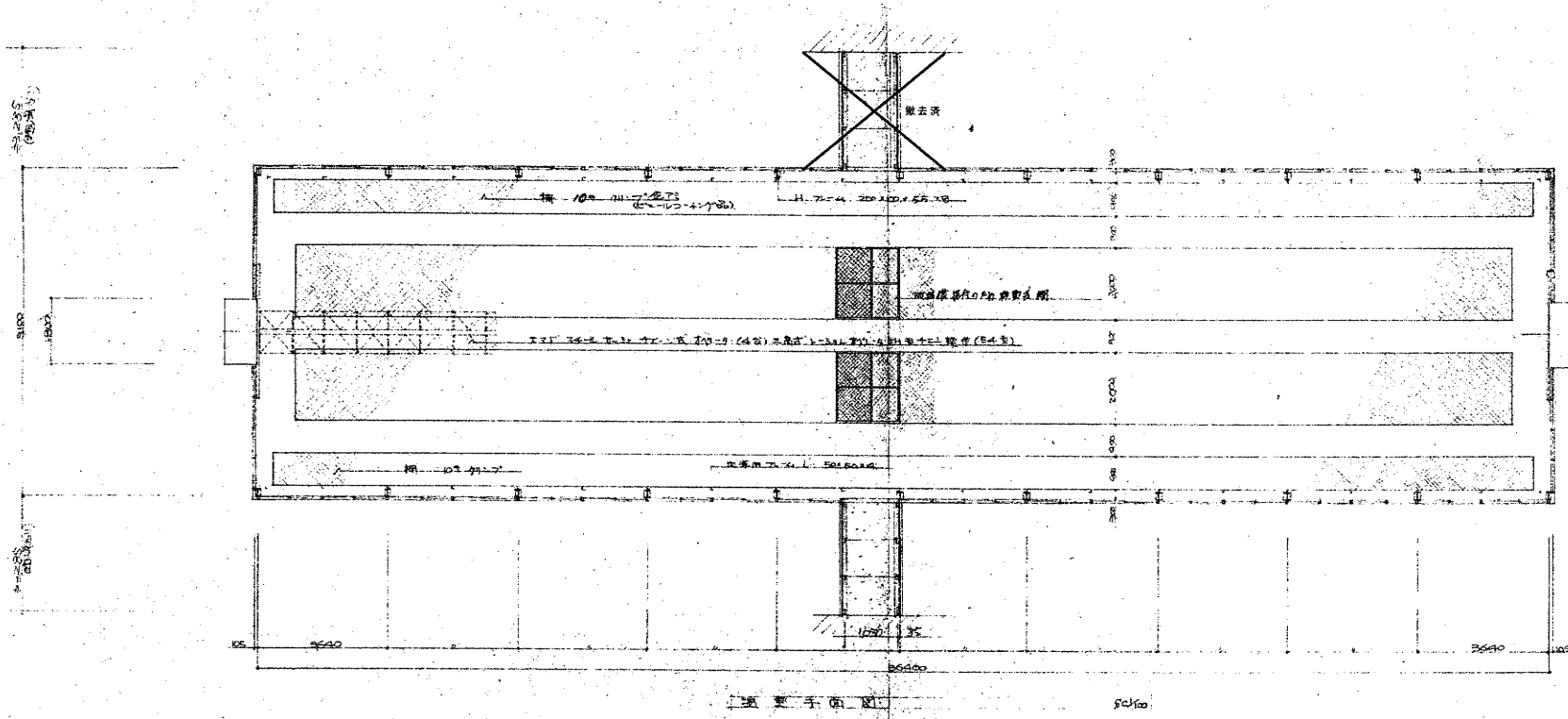
一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所
一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第81015号 電話(088)625-7878

(温室)

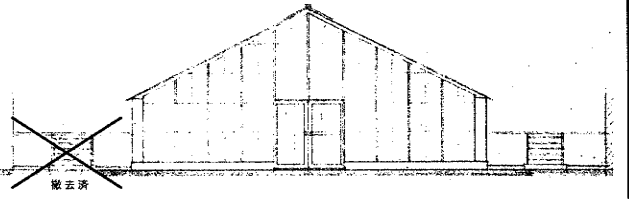
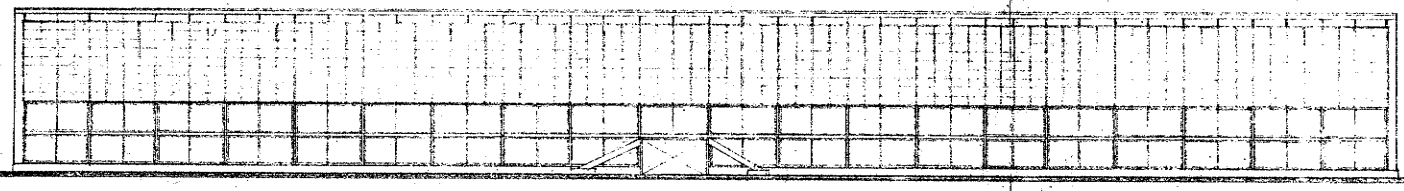
仕上表, 平面図

1/100

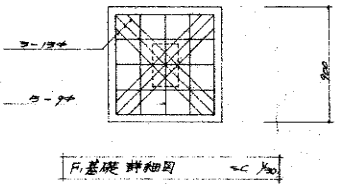
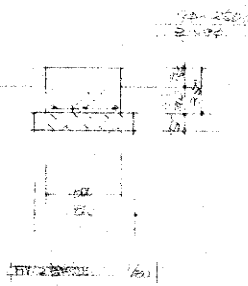
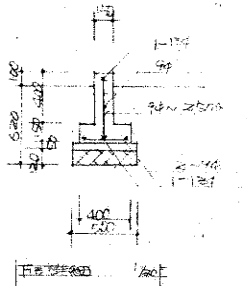
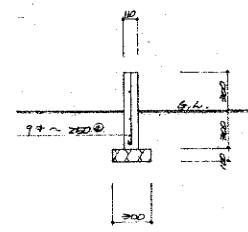
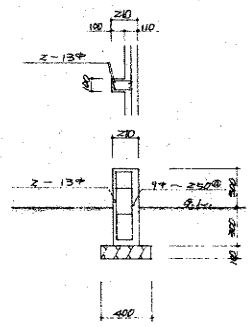
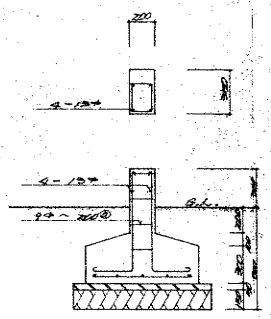
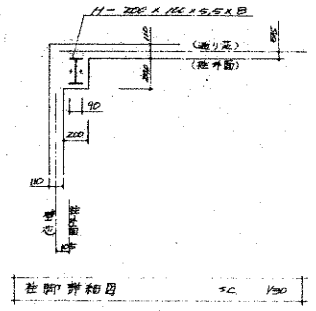
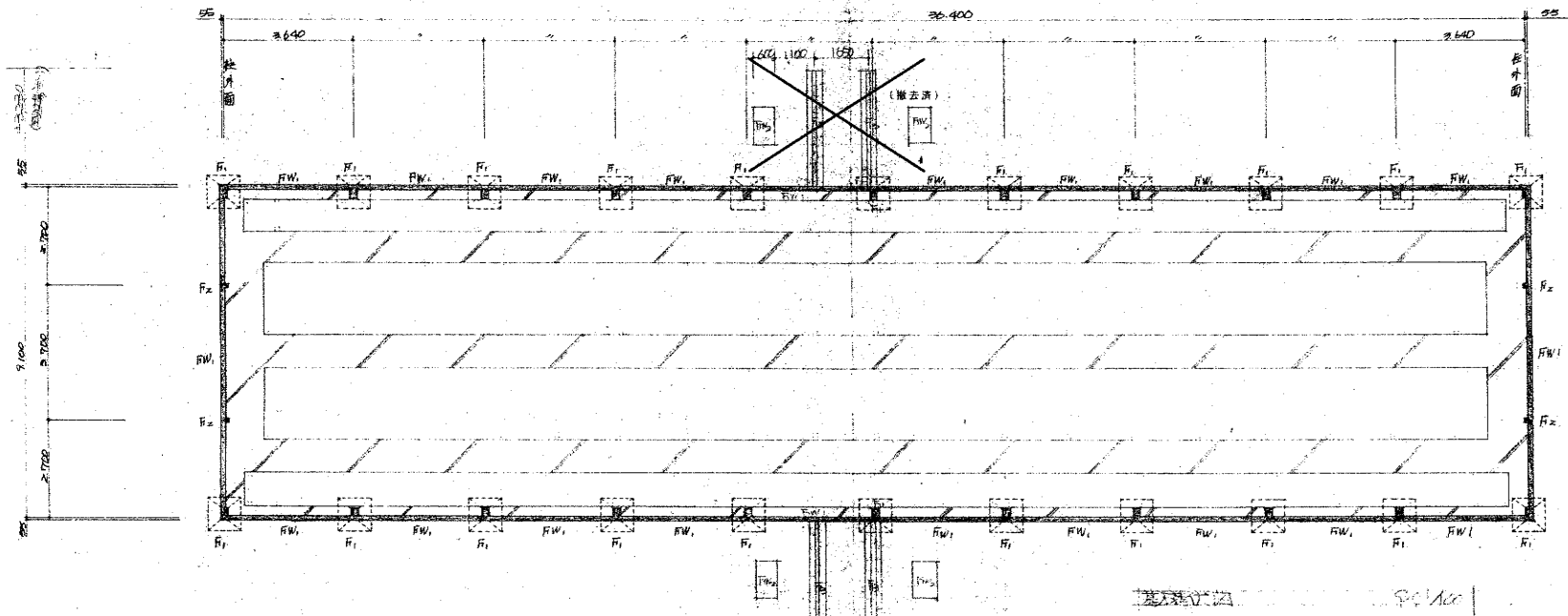
A - 17



屋根仕上	スチール構造屋根]部棟廻り手動式スレーター使用とし、間隔はコンパネ仕舞とする。
外部仕上	(骨)ガルバリウム鋼板、(壁)プレシロコンクリート、出入口スチール扉及び扉枠とする。屋根と壁の取合部は縦断カバー仕舞とする。柱間はR-16、 屋外壁後は鉄骨、タフトシートは草草組は鉄骨、外部ラダーは鉄骨0.4名、内部壁天井はカテナイトフォームの上下2層構造、床はコンクリート床へ自在仕上げとする。
内部仕上	(床)コンクリート床へ、(壁)プレシロコンクリート、(柱)コンクリート打ち出し、(骨)ガルバリウム鋼板、出入口スチール扉及び扉枠とする。 鉄骨はクランプ色アール10°(ボルトナット)を使用。柱木及びラダー、扉枠は取付はステンレス鋼に加工する。 保護(二重扉)設備はユニット扉(50×4)16枚鉄骨使用。



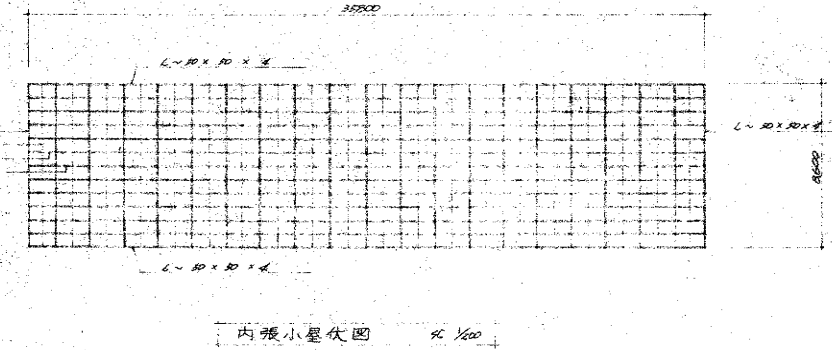
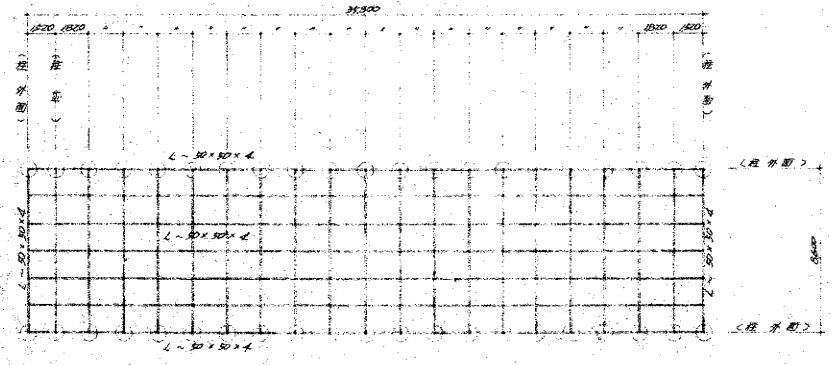
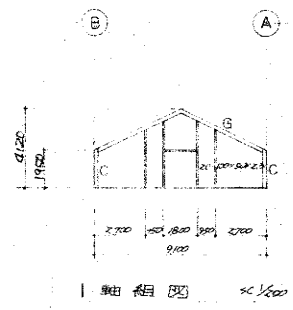
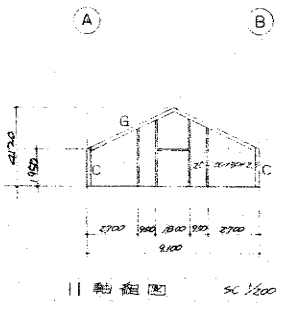
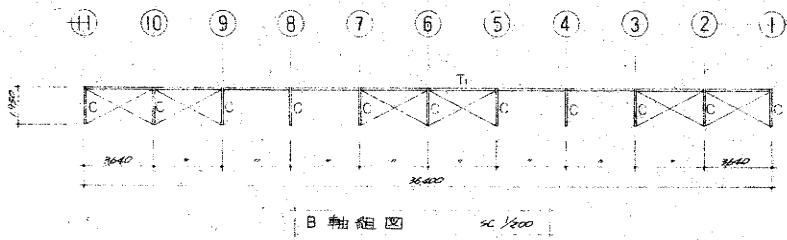
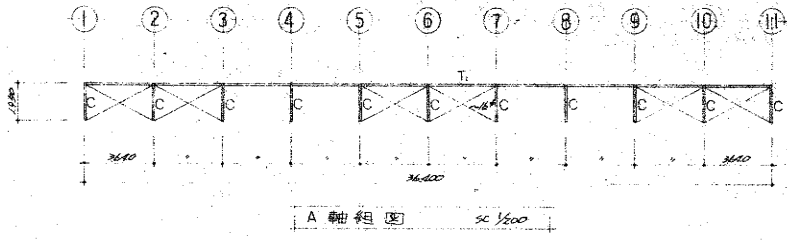
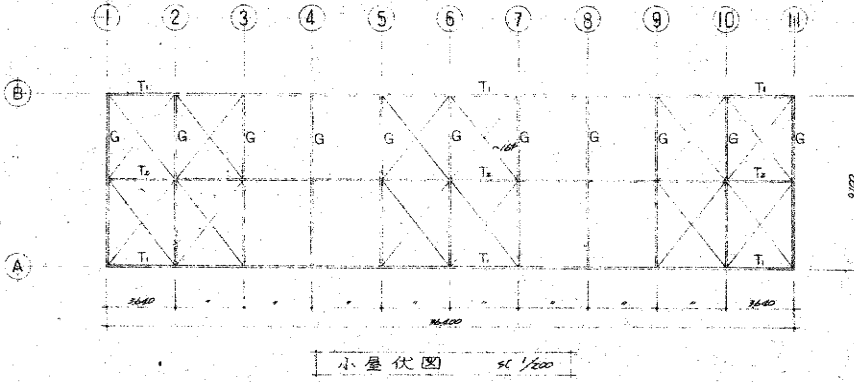
記号・種別	① アルミ製引違い窓(段窓)		
形状・寸法			
取付場所			
仕上			
個数・見込	1		
硝子	透明 t=3 (撤去済)		
金物			
備考			
記号・種別	② アルミ製引違い窓(段窓)		
形状・寸法			
取付場所			
仕上			
個数・見込	1		
硝子	透明 t=3 (撤去済)		
金物			
備考			
記号・種別	③ スチール製突き出し窓	④ スチール製両引戸	
形状・寸法			
取付場所			
仕上			
個数・見込	2	2	
硝子	透明 t=3 (撤去済)	透明 t=3 (撤去済)	
金物			
備考			
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建築 事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878 (温室) 建具表
			1/100 A - 1 9



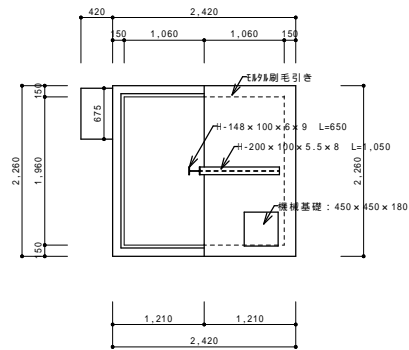
F1基礎詳細図 1/50

FW基礎詳細図 1/50

工事名	R1 高橋 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘建築事務所	〒770-0855 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所	一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(089)625-7878	(温室②)	1/30	A-24
	基礎伏図, 基礎詳細図				1/100		

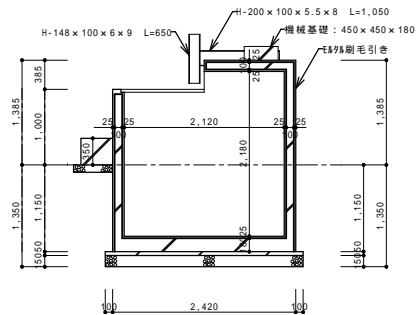


C	H - 200 x 100 x 5.5 x B
G	H - 200 x 100 x 5.5 x B
T ₁	□ - 100 x 100 x 2.3
T ₂	T - 75 x 3.9 x 90 7 x 17° 6 x 175
7L-X	15+



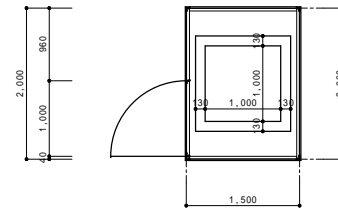
見掛かり部全て水洗い清掃（水槽内も含む）

（水槽）平面図 S=1/50

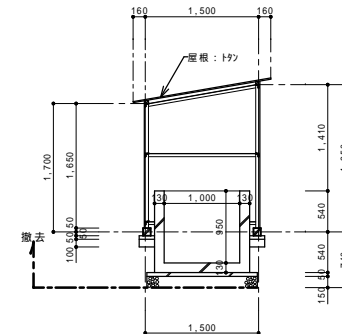


見掛かり部全て水洗い清掃（水槽内も含む）

（水槽）断面図 S=1/50



（倉庫2）平面図 S=1/50



（倉庫2）断面図 S=1/50

工事名

R1 管繕 阿南光高等学校 阿南・新野
温室解体他工事

株式会社 橘 建築 事務所

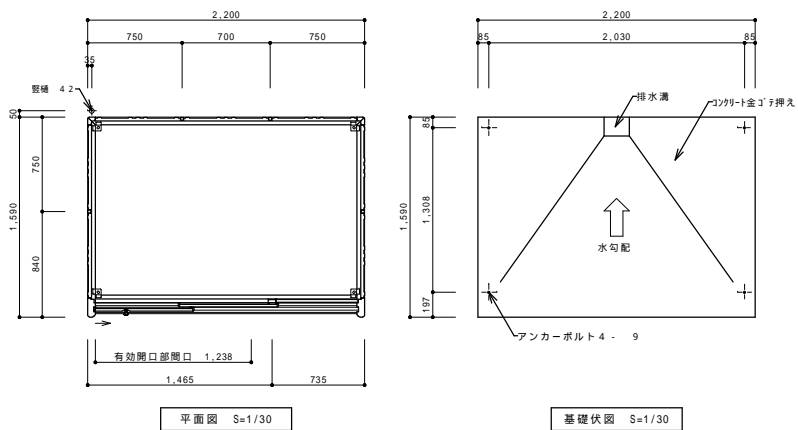
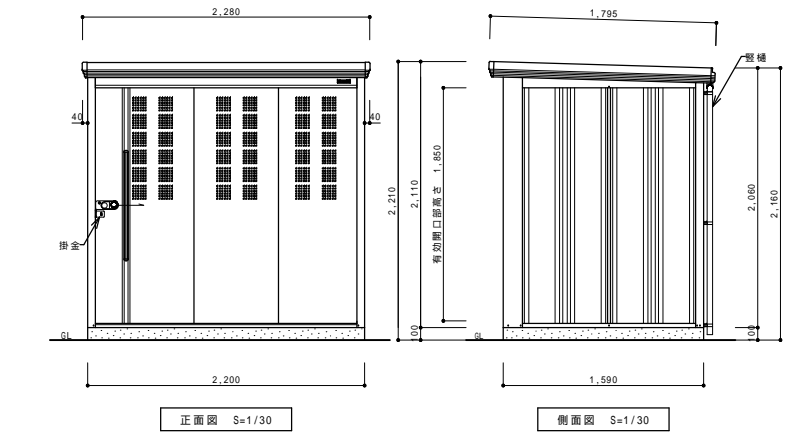
一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所
一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第81015号 電話(088)625-7878

（倉庫2, 水槽）

詳細図

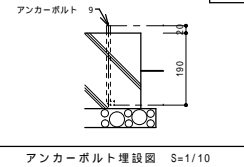
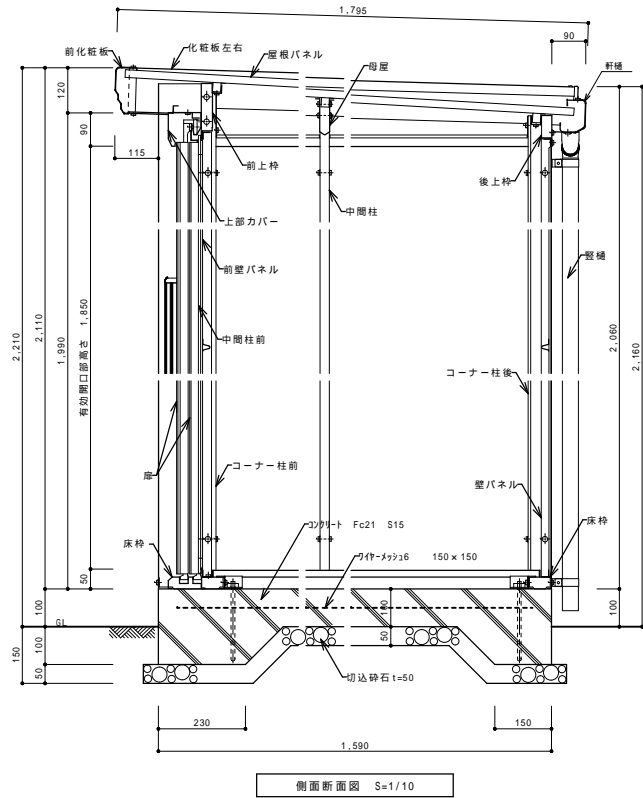
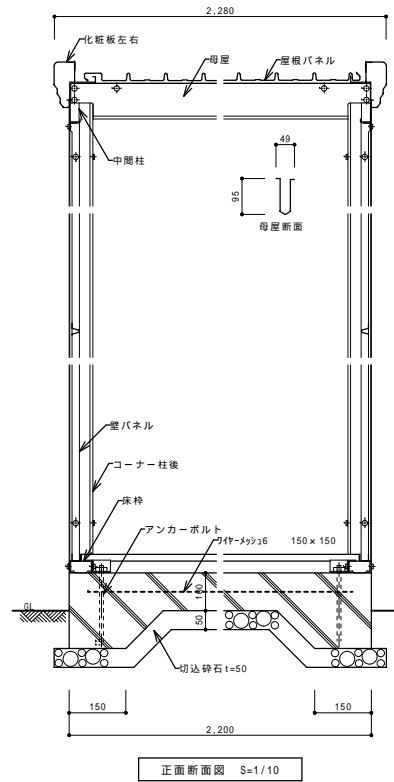
1/50

A - 27



仕様大表

品名	サイズ	材質	仕上がり
床枠	t1.0	Z A M	ポリエステル系樹脂塗装
コーナー柱 前	t0.6	"	"
コーナー柱 後	t0.8	"	"
中間柱 前	t0.8	"	"
中間柱左右後	t1.2	"	"
後上枠	t0.8	"	"
母屋	t1.0	"	"
化粧板左右	t0.6	"	"
前上枠	t0.8	"	"
壁パネル	t0.4	亜鉛鉄板	"
前壁パネル	t0.5	"	アクリル系樹脂塗装
前化粧板	t0.6	Z A M	ポリエステル系樹脂塗装
軒樋	t0.6	"	"
屋根パネル	t0.4	ガルバリウム鋼板	ポリエステル系樹脂ロールコート
扉	t0.6	亜鉛鉄板	アクリル系樹脂塗装
上部カバー	t0.6	Z A M	ポリエステル系樹脂塗装
取付	4.2	A A S樹脂	"



参考図

電気工事仕様書

1. 工事種目

種 目	工 事 概 要
撤去工事	図示設備の撤去工事一式。

11. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれ工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

111. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への請手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手数料等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工期別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項、を設けること。 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書にすることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.8)による。 本工事の施工及び管理にありて法上必要となる有資格者については、工事前手前に資格者名簿を提出する。 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。 (1) PCBを含む機器は、調査を添え引き渡すとする。 (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 本工事の建物分類は(規定の施設)、一般の施設)であり、地域係数は(C₀)・0.9)とする。 (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次にによる。

設計用標準水平震度	特定の施設	一般の施設			
設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
中層階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置)

- 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (1) 本工事の建物分類は(規定の施設)、一般の施設)であり、地域係数は(C₀)・0.9)とする。 (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次にによる。
- 各種荷重計算 (対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・) 強度計算 (対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・))
- コンクリート工事 受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出) 強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

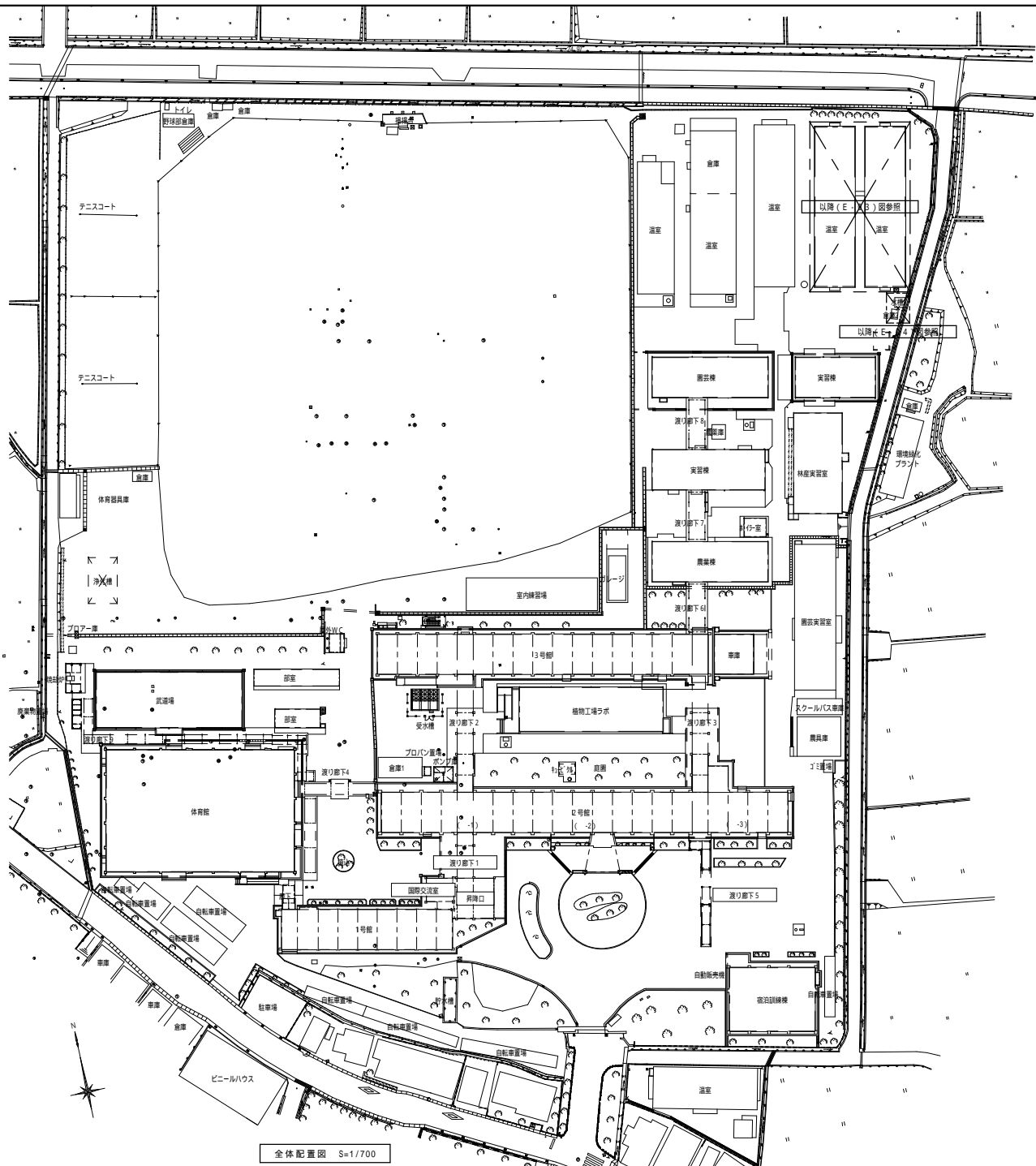
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>12.14)
- フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10、<2>12.5) なお、屋外において直接外気に触れる場所(管内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製・鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子箱などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- ED埋設地の材料はE9としD=10、L=1,500とする。埋設地の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は設け一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次にによる。 (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤) (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する駆体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。 (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 廊下室、廊下等) 電線めっき管等はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。 屋外布設の厚鋼線管は、めっき付重量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。 5. 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標識示を行う。 6. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事前手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。 7. 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアブネじ等電線しか接続可能な端子とすることが望ましい。 8. 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増設確認の表示を行う。(標仕 <2>1.2.1) 9. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>10.1.5) 10. 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。 21. 通信・情報設備の弱電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2) 22. 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料、機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料、機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 (1) 品質及び性能に關する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
鉛酸	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CN形、PN形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) 太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
跡製ふた(マンホールふた)	

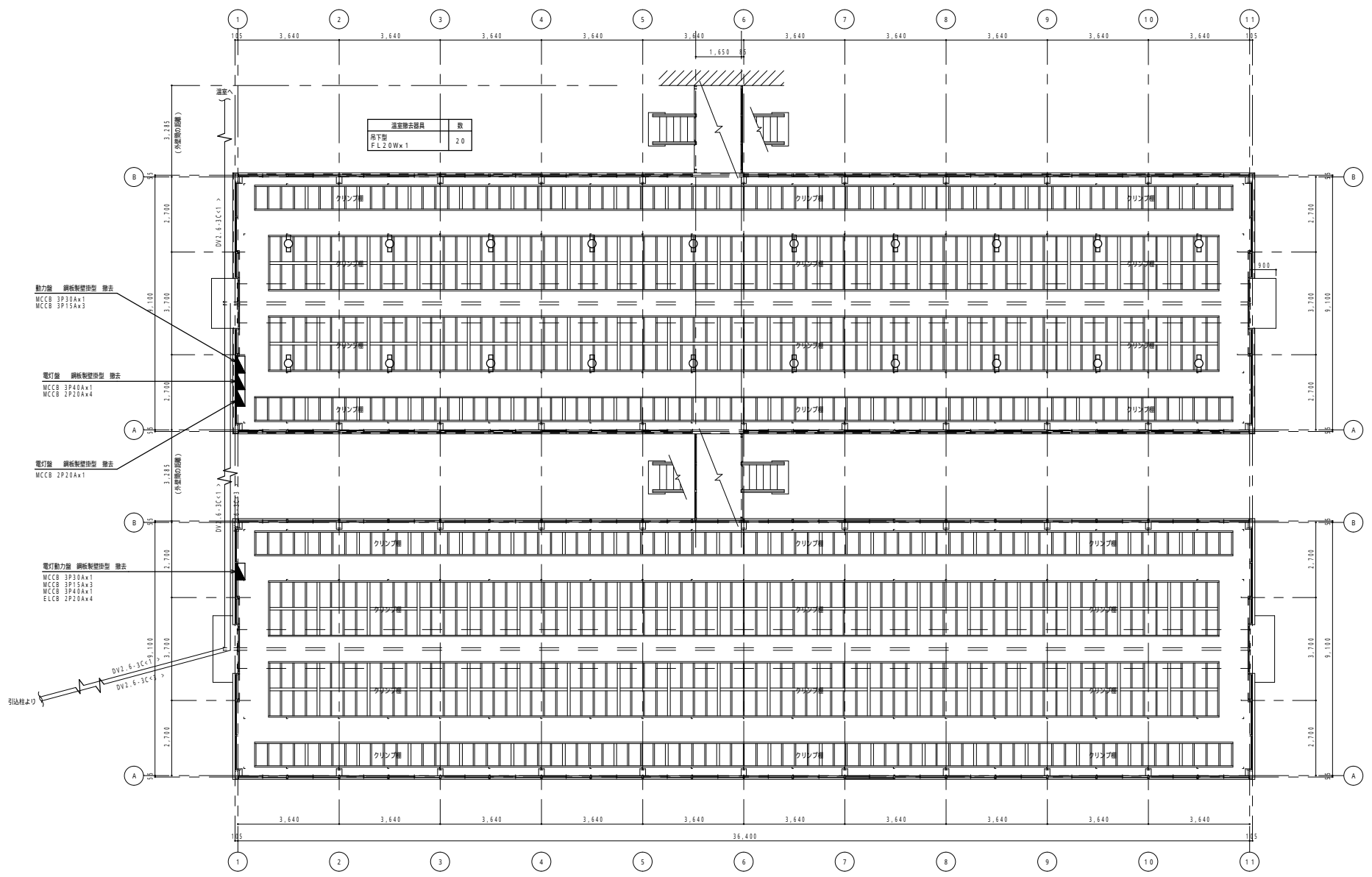
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建築 事務所				一級建築士登録 第108457号 浜岡幸幸	(温室)	- / -	E - 0 1
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			
							一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	電気工事仕様書	



全体配置図 S=1/700

工事名	R1 菅織 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橋 建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(全体)	1/700	E - 0 2
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第810115号 電話(088)625-7878	全体配置図		

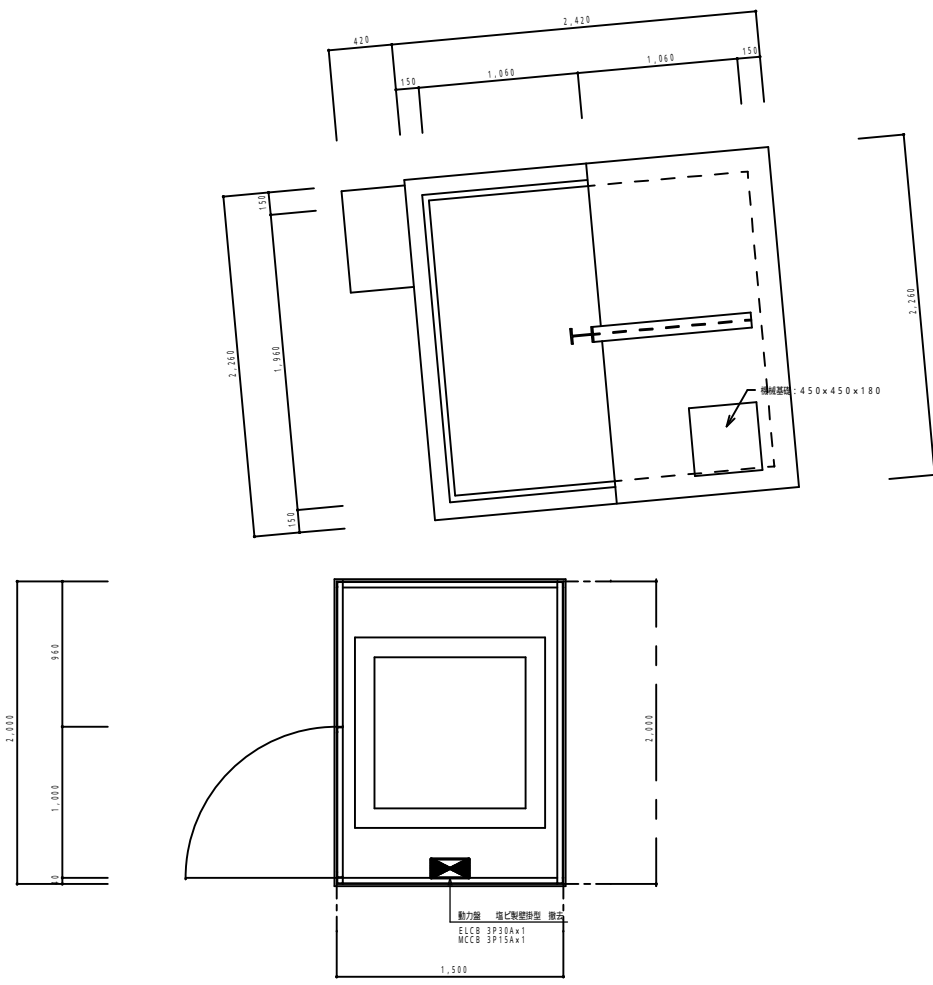
(温室) 平面図 S=1/100



温室除去器具	数
棒下型 FL20Wx1	20

(温室) 平面図 S=1/100

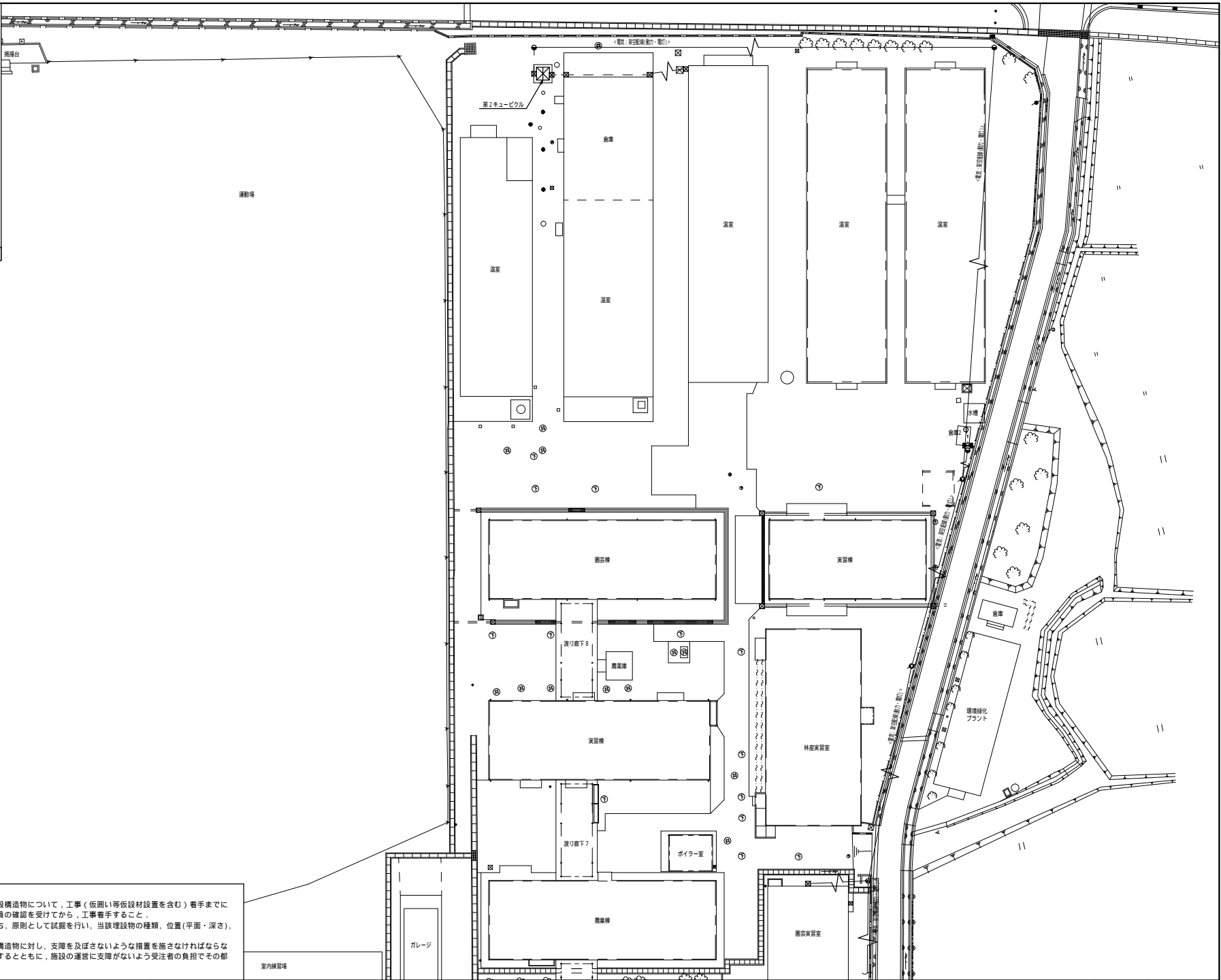
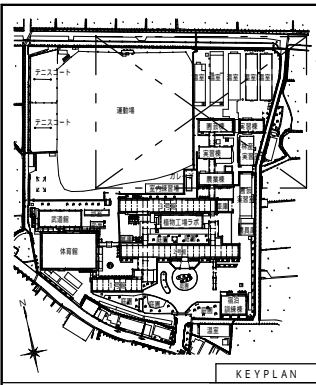
注記
図示分電盤・照明器具
及び配管配線類も全て撤去処分とする。



(倉庫2) 平面図 S=1/25

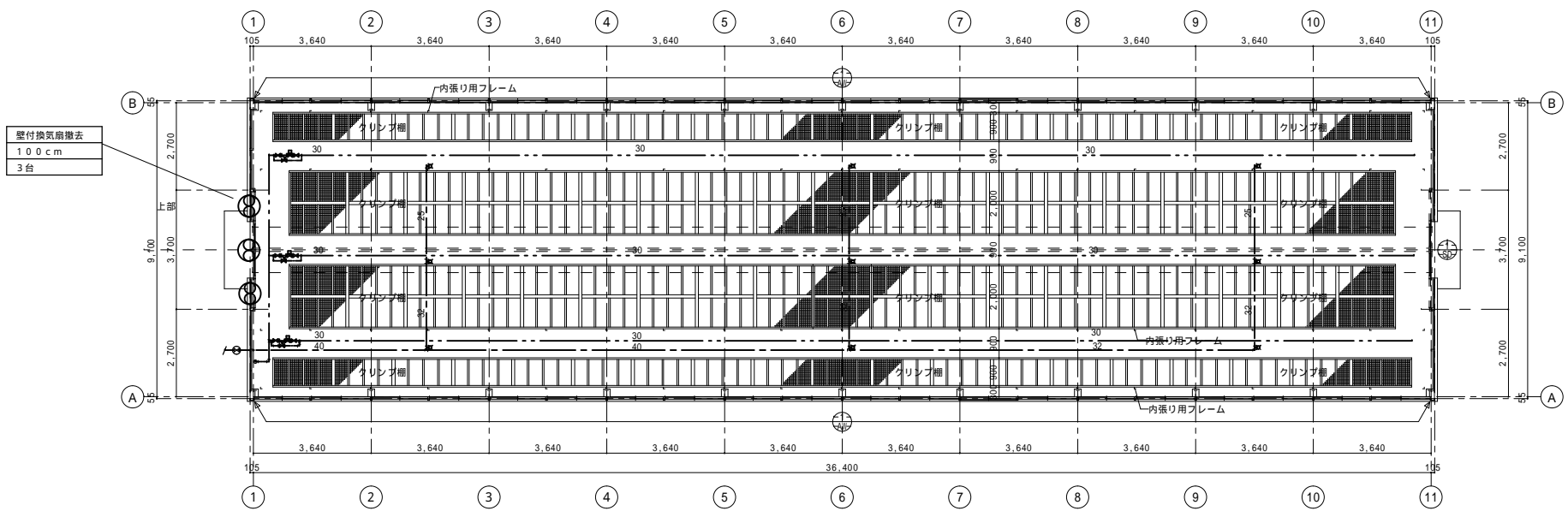
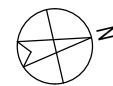
注記
 図示分電盤
 及び配管配線類も全て撤去処分とする。

工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘 建築 事務所				一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(倉庫2)	1/25	E - 0 4
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			
						一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			



支障物件特記
 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、支障物件確認書を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

工事名	R1 宮織 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体他工事	株式会社 橘建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	(温室) 支障物件確認図	1/300	E-06
-----	--------------------------------	-------------	--	-----------------	-------	------



壁付換気扇撤去
100cm
3台

撤去器具表

給水栓撤去
横水栓 25mm
9個

撤去器具表

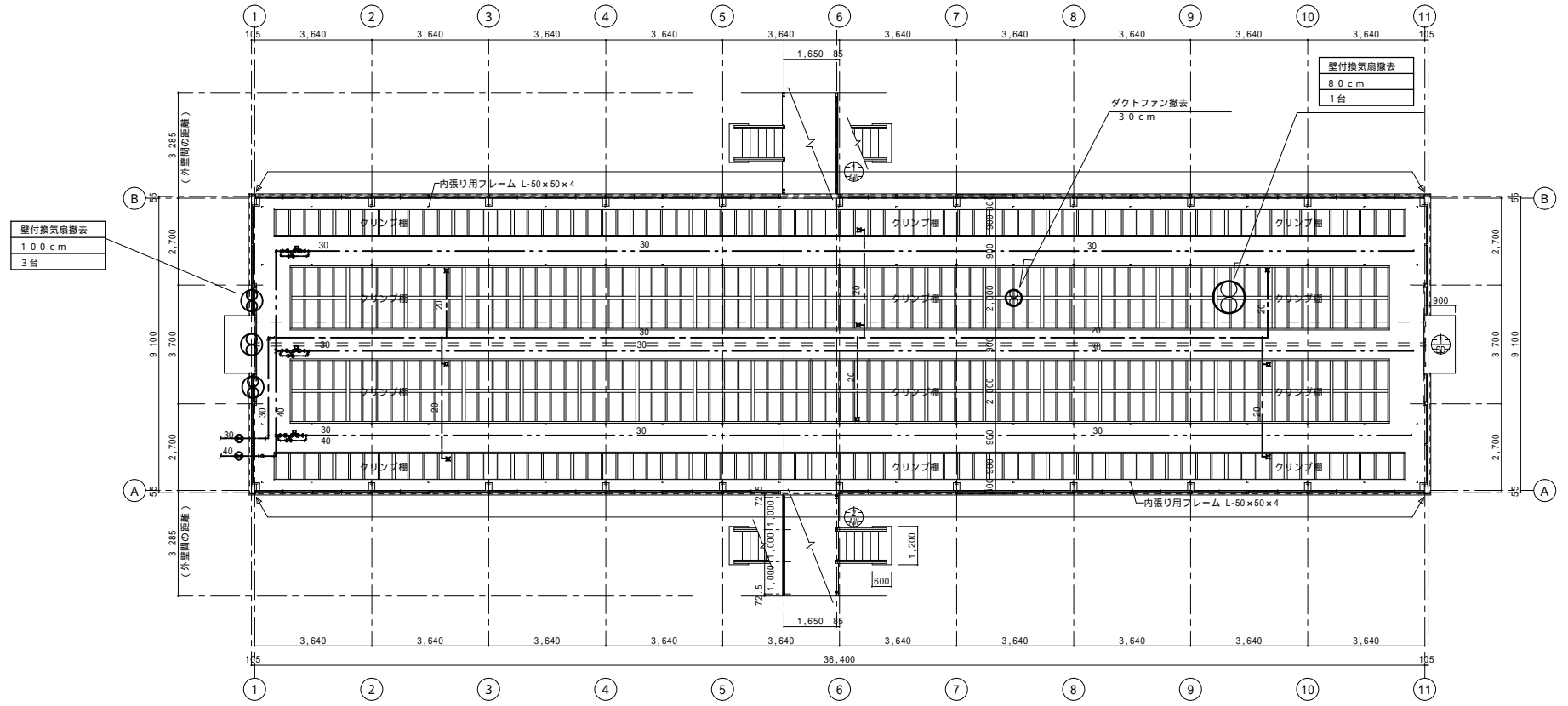
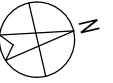
灌水ノズル撤去
球径φ13mm
102個

撤去器具表

電磁弁 3.2A x 1
GV 3.2A x 3
Y型スワッチ 3.2A x 1
3組

特記事項
1、図示器具・配管類全て撤去処分とする。
2、図示以外で露出給水管・灌水配管等も撤去処分とする。

温室 管工事撤去図 S=1/100



壁付換気扇撤去
100cm
3台

壁付換気扇撤去
80cm
1台

ダクトファン撤去
30cm

撤去器具表
給水栓撤去
横水栓 20mm
9個

撤去器具表
灌水ノズル撤去
球ノズル 3mm
102個

撤去器具表
電磁弁 32A x 1
GV 32A x 3
Y型Vレナ 32A x 1
3組

特記事項
1、図示器具・配管類全て撤去処分とする。
2、図示以外で露出給水管・灌水配管等も撤去処分とする。

温室 管工事撤去図 S=1/100